

7月19日現在の情報をお知らせ

新型コロナ ワクチン接種情報

●問い合わせ 松本市新型コロナワクチンコールセンター

☎0263-78-1700 (午前9時～午後5時 ※土日・祝日含む)

7月18日時点の、松本市の65歳以上の方(約7万人)のワクチン1回目の接種率は83.73パーセント、2回目は54.59パーセントとなり、7月末までに希望する方の接種をおおむね終える予定です。今後、64歳以下の方については、国からの供給量に合わせて年齢層順に接種を進めていきます。

最新情報はこちら

最新情報は、市ホームページ
ホームページな
どで随時更新・
発信しています。



65歳以上の方と16～64歳の基礎疾患をお持ちの方(事前の調査に回答いただいた方)も、引き続き予約や接種をすることができます。



松本市の ワクチン接種日程 (7月19日現在の予定)

50歳未満の方については、ワクチンの供給量に応じて接種時期が前後する可能性があります。予約開始日などの具体的なスケジュールは、決まり次第、[市ホームページ](#)や[LINE](#)、[Twitter](#)などで順次お知らせします。なお、対象の方に改めて通知は発送しませんので、ご了承ください。

	7月	8月	9月	10月	11月	12月
60～64歳 (昭和32年4月2日～ 昭和37年4月1日生まれ)	★7月22日 予約開始	★8月16日 接種開始				
50歳代 (昭和37年4月2日～ 昭和47年4月1日生まれ)	★7月29日 予約開始	★8月16日 接種開始				
40歳代 (昭和47年4月2日～ 昭和57年4月1日生まれ)		8月下旬 予約開始	9月中旬 接種開始			
30歳代 (昭和57年4月2日～ 平成4年4月1日生まれ)			予約開始 未定	10月中旬 接種開始		
16～29歳 (平成4年4月2日～ 平成18年4月1日生まれ)				予約開始 未定	11月中旬 接種開始	
12～15歳 (平成18年4月2日～ 平成22年4月1日生まれ)	12～15歳の接種については、松本市では専門家と協議中です。 方針が決まり次第、対象の方にお知らせします。					

※令和4年4月1日時点の満年齢で区分しています。

8月16日以降の接種会場 (7月19日現在の予定)

集団接種

- ・アルピコプラザ4階
- ・アルピコプラザ6階 (土日のみ)

病院・開業医

約75カ所の医療機関で実施

※詳細(一覧表)は市ホームページをご覧ください。

接種券(クーポン券)について

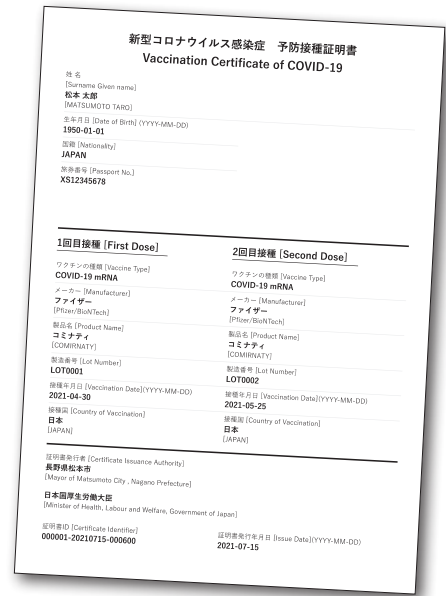
接種方法(松本市での接種、国・県が運営する大規模会場での接種、職域接種など)にかかわらず、接種当日に住民登録がある自治体発行の接種券が必要です。2回目の接種が終わるまで、大切に保管してください。

※医療従事者・介護施設従事者等で、接種後に接種券が届いた場合は、券を破棄してください。

7月26日から受け付け開始！

国が発行する 新型コロナウイルス感染症 予防接種証明書

新型コロナウイルス感染症 予防接種証明書は、コロナワクチンを接種済みであることを公的に証明するものです。住民登録のある自治体で発行します。当面、書面での申請・交付のみの予定です。



◆対象者

海外渡航を予定している方

◆証明内容

新型コロナワクチンの接種記録（ワクチンの種類、接種年月日など）と、接種者に関する事項（氏名、生年月日、旅券番号など）が記載されます。 ※即日での発行はできません。

◆申請方法

- ① 市役所（東庁舎 2 階健康づくり課）窓口で申請
- ② 郵送で申請（〒390-8620 松本市丸の内 3-7 健康づくり課ワクチン接種担当宛）

◆必要書類

- ・ 申請書 ※市ホームページからダウンロードしてください。
 - ・ 渡航時点で有効な旅券（パスポート）の写し ※旅券番号が記載されているページ
 - ・ 本人確認書類（返送先住所が記載されているもの）
 - ・ 接種券（接種済証）の写し、または接種記録書の写し
 - ・ 返信用封筒 ※「宛名の記入」と「切手の貼付」をお願いします。
- その他、状況に応じて別途追加書類の提出をお願いする場合があります。



ワクチン接種会場で マイナンバーカードの申請ができます

●問い合わせ 市民課（東庁舎 1 階 ☎33-9840 📠37-0125）

場 所

アルピコプラザ 4 階ワクチン接種会場
（駐車券処理カウンター付近）

持ち物

身分証明書（運転免許証や保険証など）
※写真はその場で撮影します（持参も可）。

その他

- ・ 申請は10分程度で完了します。
- ・ カード交付の案内が1カ月程度で届きます。はがきと案内に記載されている交付場所でカードの受け取りができます。



10月からいよいよ、マイナンバーカードの健康保険証としての利用が本格化します。カードがお手元に届くまで一定の期間を要しますので、早めに申請しましょう。

健康保険証としての利用
（令和3年10月以降）

給付金や相続が円滑・迅速に
（国で検討中）

自動車運転免許証として
（国で検討中）